第二十三条の五の四第十二項第一号中「生年月日」の下に「（当該受贈者が氏名又は住所若しくは居所の変更をした場合には、当該受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日）」を加え、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第十三項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　施行令第四十条の四の四第三十二項の規定による申告書（個人番号を有する受贈者が提出するものに限り、個人番号の変更をした場合に提出するものを除く。）を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、当該申告書に、当該申告書を提出した受贈者の個人番号を付記するものとする。

第二十三条の五の六の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（相続時精算課税適用者の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十三条の五の七　法第七十条の二の七第一項の規定の適用がある場合における相続税法施行規則第十一条第一項第一号及び第二十九条第四項第三号の規定の適用については、同令第十一条第一項第一号中「者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその者の」とあるのは「者の」と、「の推定相続人に該当する」とあるのは「からの贈与により租税特別措置法第七十条の七の五第一項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をした」と、同令第二十九条第四項第三号中「の推定相続人であつた場合」とあるのは「からの贈与により租税特別措置法第七十条の七の五第一項（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をした場合」と、「戸籍の謄本又は抄本その他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人の推定相続人であつた」とあるのは「当該贈与に係る契約書の写しその他の書類で当該対象共同相続人等が当該特例対象受贈非上場株式等の取得をした」とする。

第二十三条の七第三項第六号を次のように改める。

六　贈与者から当該贈与により取得した農地等の地目、面積及びその所在場所その他の明細を記載した書類並びに当該農地等のうちに次に掲げる農地等がある場合には、それぞれ次に定める書類

イ　農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地　当該農地が同法第四十三条第二項に規定する農作物栽培高度化施設（以下この条において「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供されているものである旨を証する当該農地の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ　法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等（以下この条において「都市営農農地等」という。）　当該都市営農農地等が法第七十条の四第一項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該都市営農農地等の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類の写し

ハ　法第七十条の四第一項に規定する準農地　第一項に規定する市町村長の書類

第二十三条の七第十項第三号中「独立行政法人農業者年金基金法」の下に「（平成十四年法律第百二十七号）」を、「の農業者年金基金法」の下に「（昭和四十五年法律第七十八号）」を加え、同条第二十項に次の一号を加える。

三　前号の借受代替農地等のうちに前項第三号の異動により農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地に該当することとなつた農地がある場合には、当該農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する当該農地の所在地を管轄する農業委員会の書類

第二十三条の七第二十二項中「以内に」の下に「法第七十条の四第一項に規定する」を加え、「法第七十条の四第十五項の」を「同条第十五項の」に改め、同条第二十三項中「事項を記載した書類（当該農地又は採草放牧地のうちに平成三年一月一日において法第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する同条第一項に規定する農地又は採草放牧地がある場合には、当該書類及び当該農地又は採草放牧地が同項に規定する農地又は採草放牧地の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類の写し）を、」を「書類を」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所

ロ　当該承認に係る譲渡等があつた日及び当該譲渡等の対価の額

ハ　当該取得をした法第七十条の四第十五項第三号に規定する農地又は採草放牧地の地目、面積及びその所在場所その他の明細並びにその取得年月日及び取得価額

二　その他参考となるべき事項

二　当該農地のうちに農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地がある場合には、当該農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する当該農地の所在地を管轄する農業委員会の書類

三　当該農地又は採草放牧地のうちに都市営農農地等がある場合には、当該都市営農農地等が法第七十条の四第一項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該都市営農農地等の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類

第二十三条の七第二十四項中「として当該受贈者の」の下に「同項第三号の」を加え、「次に掲げる事項を記載した書類及び」を削り、「の当該受贈者の」の下に「当該」を加え、「（当該農地又は採草放牧地のうちに平成三年一月一日において法第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する同条第一項に規定する農地又は採草放牧地がある場合には、これらの書類及び当該農地又は採草放牧地が同項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該農地又は採草放牧地の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類の写し）を」を「及び次に掲げる書類を」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所

ロ　当該承認に係る譲渡等があつた日及び当該譲渡等の対価の額

ハ　法第七十条の四第十六項第三号の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした同項に規定する代替農地等の地目、面積、その所在場所及び取得年月日その他の明細

ニ　その他参考となるべき事項

二　当該農地のうちに農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地がある場合には、当該農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する当該農地の所在地を管轄する農業委員会の書類

三　当該農地又は採草放牧地のうちに都市営農農地等がある場合には、当該都市営農農地等が法第七十条の四第一項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該都市営農農地等の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類

第二十三条の七第二十五項中「事項を記載した書類（当該農地又は採草放牧地のうちに平成三年一月一日において同条第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する同条第一項に規定する農地又は採草放牧地がある場合には、当該書類及び当該農地又は採草放牧地が同項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該農地又は採草放牧地の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類の写し）を、」を「書類を」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所

ロ　当該承認に係る譲渡等があつた日及び当該譲渡等の対価の額

ハ　当該取得をした法第七十条の四第十五項第三号に規定する農地又は採草放牧地の地目、面積及びその所在場所その他の明細並びにその取得年月日及び取得価額

ニ　その他参考となるべき事項

二　当該農地のうちに農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地がある場合には、当該農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する当該農地の所在地を管轄する農業委員会の書類

三　当該農地又は採草放牧地のうちに都市営農農地等がある場合には、当該都市営農農地等が法第七十条の四第一項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該都市営農農地等の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類

第二十三条の七第二十四項中「として当該受贈者の」の下に「同項第三号の」を加え、「次に掲げる事項を記載した書類及び」を削り、「の当該受贈者の」の下に「当該」を加え、「（当該農地又は採草放牧地のうちに平成三年一月一日において法第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する同条第一項に規定する農地又は採草放牧地がある場合には、これらの書類及び当該農地又は採草放牧地が同項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該農地又は採草放牧地の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類の写し）を」を「及び次に掲げる書類を」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所

ロ　当該承認に係る譲渡等があつた日及び当該譲渡等の対価の額

ハ　法第七十条の四第十六項第三号の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした同項に規定する代替農地等の地目、面積、その所在場所及び取得年月日その他の明細

ニ　その他参考となるべき事項

二　当該農地のうちに農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地がある場合には、当該農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する当該農地の所在地を管轄する農業委員会の書類

三　当該農地又は採草放牧地のうちに都市営農農地等がある場合には、当該都市営農農地等が法第七十条の四第一項に規定する農地又は採草放牧地に該当する旨を証する当該都市営農農地等の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類

第二十三条の七第二十二項中「以内に」の下に「法第七十条の四第一項に規定する」を加え、「法第七十条の四第十五項の」を「同条第十五項の」に改め、同条第二十三項中「事項を記載した書類（当該農地又は採草放牧地のうちに平成三年一月一日において法第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する同条第一項に規定する農地又は採草放牧地がある場合には、当該書類及び当該農地又は採草放牧地が同項に規定する農地又は採草放牧地の所在地を管轄する市長又は特別区の区長の書類の写し）を、」を「書類を」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所

ロ　当該承認に係る譲渡等があつた日及び当該譲渡等の対価の額

ハ　当該取得をした法第七十条の四第十五項第三号に規定する農地又は採草放牧地の地目、面積及びその所在場所その他の明細並びにその取得年月日及び取得価額

ニ　その他参考となるべき事項

ホ　その他参考となるべき事項